

## 集中治療理学療法士【新規】認定に関する FAQ

### 〈目次〉

申請について	1
集中治療勤務証明書について	2
学術業績について	4
認定試験について	6

### 〈申請について〉

**Q1** 日本集中治療医学会の会員である必要はありますか？

A1 会員種別は問わず、会員であることは必須条件ではありません。  
ただし、申請段階で日本集中治療医学会の会員で、かつ 2 年以上の正会員歴または准会員歴を有しない場合は、公益社団法人日本理学療法士協会の会員資格を有することが必要です。また、過去に 2 年以上の日本集中治療医学会の会員歴がある場合は、それを認めますが、現在会員でない場合は、日本理学療法士協会の会員である必要があります。いずれの場合も、日本集中治療医学会学術集会、または同支部学術集会 1 回以上の出席が必要です。

**Q2** 提出した申請書を返却してもらえますか？

A2 一度受付けた申請書は返却しておりません。

## 〈集中治療勤務証明書について〉

Q3 勤務証明書の算定管理料の項目についてですが、特定集中治療室管理料、救命救急入院料、集中治療科専門医が従事するハイケアユニット入院医療管理料、集中治療科専門医が従事する脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料、5 つ全てに該当することが必要でしょうか？

A3 すべてに該当する必要はありません。特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、または、集中治療専門医が従事するハイケアユニット入院医療管理料、集中治療科専門医が従事する脳卒中ケアユニット入院医療管理料の算定施設において、集中治療関連業務に常勤として通算 5 年以上従事していれば問題ありません。(集中治療理学療法士制度施行細則第 3 条)

Q4 実務経験の要件のなかに「集中治療専門医が従事する重症ユニットにおいて、集中治療業務に常勤として通算 5 年以上従事し、早期離床リハビリテーションの臨床経験を有すること」と書かれておりますが、ここでの集中治療専門医とは、当院の HCU を管理し、早期離床リハビリテーションチームに在籍している麻酔科医をそのように呼んでもよろしいのでしょうか？

A4 集中治療科専門医とは日本集中治療医学会の集中治療専門医制度・審査委員会が審査の結果、集中治療専門医として適格と認めたものを、理事会の議を経て認定し、認定証書の交付をうけたものを指します。

Q5 「集中治療関連業務に通算 5 年以上」とありますが、これは専従期間の合計が 5 年以上ということでしょうか？

A5 理学療法業務の特性上、期間内に集中治療以外に従事していても申請は可能です。特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、または、集中治療専門医が従事するハイケアユニット入院医療管理料、集中治療科専門医が従事する脳卒中ケアユニット入院医療管理料の算定施設において、集中治療関連業務に常勤として通算 5 年以上従事していれば専従・兼任は問いません。

Q6 新生児特定集中治療室管理料の算定施設で勤務していますが受験は可能でしょうか？

A6 新生児特定集中治療室管理料算定施設は受験資格の対象にはなりません。

Q7 集中治療施設名には何を記載すればよいのでしょうか？

A7 集中治療部、集中治療センター、救命救急センター、PICU など部門の名称を記入してください。また、記載した部門が算定している管理料を確認し、特定集中治療室管理料、救命救

急入院料、ハイケアユニット入院医療管理料、脳卒中ケアユニット入院医療管理料、小児集中治療室管理料のいずれかに必ずチェックを入れてください。

\* 審査時に集中治療理学療法士制度委員会から申請者に確認を行う場合があります。

Q8 現在は、ICU 業務から離れていますが、過去5年以上 ICU での勤務経験がある場合は受験可能でしょうか？

A8 特定集中治療室管理料、救命救急入院料、小児特定集中治療室管理料の算定施設において、または、集中治療専門医が従事する重症ユニットにおいて、集中治療関連業務に常勤として通算 5 年以上常勤として勤務していれば申請可能です。

Q9 自分は現勤務先で6年の臨床経験がありますが、勤務先での特定集中治療室管理料の算定は過去 2 年となります。この場合、5年の実務経験があると見なされ、受験資格があると考えられるのでしょうか？

A9 現行の規定では、特定集中治療室管理料を算定している施設における実務経験が対象となるため、現勤務先での当該実務経験は特定集中治療室管理料の算定開始以降となります。なお、質問者様が過去に同算定その他施設にて理学療法士としての勤務経験があれば、合算することができます。

## 〈学術業績について〉

Q10 学術業績 30 単位が必要とありますが、学術集会への出席のみでも認定条件を満たすでしょうか？

A10 必要単位は学術集会への出席のみ、学術集会やセミナーへの参加のみでも認定条件を満たすことができます。なお、日本集中治療医学会学術集会または同支部学術集会への1回以上の出席による単位取得は必須です。

Q11 日本呼吸ケアリハビリテーション学会の近畿支部学会の出席はポイントとして使用可能でしょうか？また、院内で日本救急医学会認定の ICLS コースを受講しており、これも使用可能でしょうか？

A11 支部会の出席もポイントとして認めます。  
日本救急医学会認定の ICLS コースは学術集会ではありませんのでお認めできません。

Q12 業績(論文)について質問です。病院の紀要や企業の雑誌等に記載されたものは認められますか？また、学会抄録も Supplements が出版されていれば、認められますか？

A12 病院や大学の紀要、地方誌、企業の商品 PR 誌(商業誌)は認められません。  
学会抄録集は論文業績として認められません。

Q13 条件の中に、学術業績の要件 第 5 条の中に、「学術論文については、集中治療に関連する査読付き論文(原著、総説あるいは症例報告、短報、著書)であること。査読付き論文は共著も可とする。」と記載ありますが、この論文の種類は別表 1、別表 2 に記載された学会の論文に限るのでしょうか？

A13 別表 1、別表 2 に記載された学会の論文に限ります。海外の論文は集中治療理学療法士制度委員会で判断します。

Q14 集中治療に関する論文とは具体的にどのような内容を指しますか？

A14 集中治療医学に関連する内容を指します。関連の有無については集中治療理学療法士制度委員会で判断します。

Q15 ○○の雑誌の××という論文は認められますか？

A15 日本集中治療医学会雑誌と Journal of Intensive Care、理学療法学、Physical Therapy Research が望ましいですが、それ以外では下記の要件を満たすものも認めています。  
\* 和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの。

\* 英文誌は PubMed に掲載もしくは WEB で公開され査読があるもの。  
申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療理学療法士制度委員会で審査いたします。

**Q16** 「和文誌は医中誌に掲載され査読があるものまたは DOI がついているもの」とありますが、商業雑誌は含まれますか？

A16 要件を満たす商業雑誌(邦文)の例として、ICU と CCU、理学療法ジャーナルなどがあります。集中治療に関連する内容であるかについては集中治療理学療法士制度委員会で審査いたします。

**Q17** 著書は業績として認められますか？

A17 医中誌に掲載され査読がある著書であれば著書であっても認めることができます。申請書提出前に可否をお答えできません。論文が要件に合っているかどうかは提出された論文を集中治療理学療法士制度委員会で審査いたします。

**Q18** 論文は日本集中治療医学会雑誌や理学療法学に掲載されたものが筆頭著書である必要がありますか？

A18 共著論文でも単位数の加算は可能です。

**Q19** 最近、論文が採択されました。採択通知があれば、学術業績に記載して申請しても良いですか？

A19 採択通知があれば記載可能です。採択通知の複写を提出してください。

**Q20** 提出できる実績(論文、学会発表、学会出席)は過去5年と期間が決まっているが、2年間仕事を離れていた(留学、出産育児等)場合、猶予の考慮はありますか？

A20 申請する年の過去5年の間に留学、出産・育児等休業を取得した場合は、その期間をブランクとし、前後合計5年間の実績を認めます。所属する施設が発行する「留学・休業取得の証明書」を申請書類と合わせて提出してください。証明書の書式は問いません。

**Q21** 学術集会で発表しましたが学術集会の参加証明書を紛失しました。抄録、領収書、QRコードの記載されたメールのコピーを代わりに出せば出席を認めてもらえますか？

A21 学術集会の参加証明書または e 医学会の参加履歴を印刷したものの以外は証明書として認められません。また学術集会の参加証明書は再発行できませんのでご注意ください。

## 〈認定試験について〉

Q22 試験はどのような問題がでますか？

A22 集中治療理学療法士の試験問題は、理学療法士集中治療テキスト(一部、臨床工学技士集中治療テキストの内容を含む)、集中治療医学(日本集中治療医学会編集)から出題されます。また、集中治療医学会が発行するすべての診療ガイドラインのリハビリテーションに関連した内容も試験範囲です。

Q23 試験会場はどこですか？

A23 試験会場は下記となります。  
東京工科大学 蒲田キャンパス 3号館東  
京都大田区西蒲田5-23-22